

第3章 庭園の価値

第1節 一乗谷の庭園の特徴

ここでは本庭園の特徴を整理するにあたり、まず本遺跡で出土している庭園遺構の全体概要を概括し、つづいて特別名勝に指定されている各庭園の特徴を立地・造成、空間構成・意匠、利用形態の3点に分けて述べる。

第1項 庭園遺構の全体概要

本遺跡では、室町時代末期の庭園遺構18例が確認されている(図3-1、表3-1・3-2)。庭園遺構は表3-1・3-2のとおり、当主館及び当主一族の館・寺院の庭園遺構(以下、当主館等の庭園遺構)と家臣屋敷等の庭園遺構に分類することができ、当主館等の庭園遺構では園池と護岸石組、滝石組等の立体的な石組が共通して出土している。当主館等の庭園遺構のうち、特別名勝指定の4庭園は、第2項から第5項で詳細を記す。

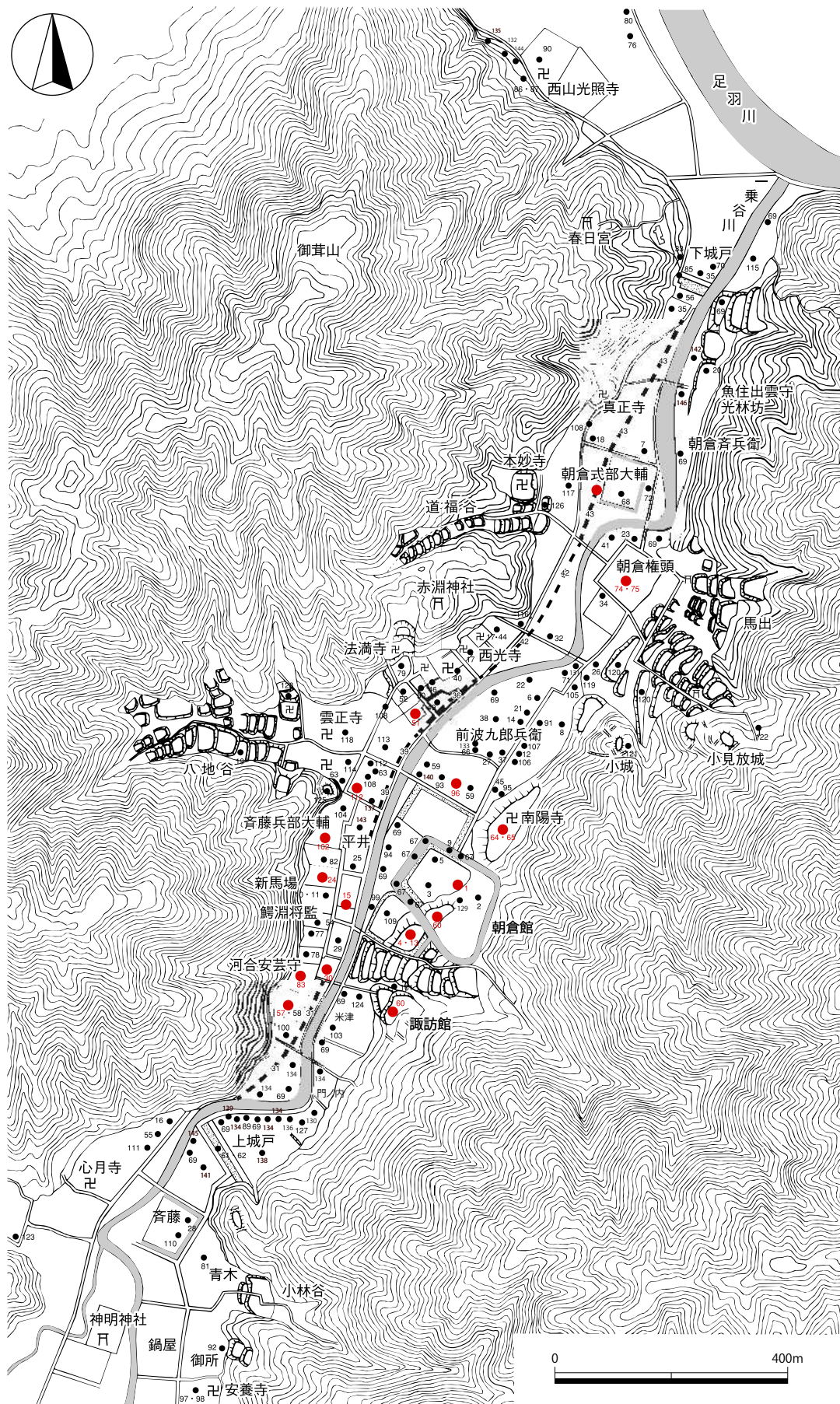
一方、家臣等の屋敷では、当主館等の庭園遺構と比較すると小規模な枯山水様の平庭が出土している点が共通し、背景は土塁塀や塀垣、山斜面で構成されている。また、当主館内に配された平庭と同様に粒を揃えた玉砂利や白砂が出土している。白砂と言えば、京都で産出する花崗岩が風化した白川砂が著名であり、白川砂に似せるように、花崗岩の砂や砂利が一乗谷でも用いられていたことが分かっている。そのほか、特徴的な石組として蹲踞様の石組^{註)}がいくつかの庭園遺構で共通してみられ、茶道として形式が整う前の茶庭の形態を伝えるものとも考えられる。それを裏付けるように、茶の湯に用いられたと推定される遺物は当主館のみならず、城下町内で広く出土し、また原位置ではないものの、武家屋敷の井戸遺構からは手水鉢と推定される遺物も出土しており、戦国城下町における庭園文化の実像を伝える構成要素が見つかった。

続いて家臣屋敷等の庭園遺構の細部に着目してみたい。当主館等の庭園遺構のうち、同時代の作庭と推定されている湯殿跡庭園を除く3庭園の構成要素やデザインに共通点が多く見られるのに対し、家臣屋敷等の庭園遺構は同時代の検出遺構であっても、拳大の石を池状に一面に敷き詰めたもの(第43次発掘庭園)や、植込み用と推測される、石で囲まれた高まりを設けるもの(第15次発掘庭園)など、そのバリエーションは豊かである。ただ、当主館の園池底に敷き詰められた川原石や、平庭に設けられた石で囲まれた高まり等、当主館に用いられたデザインを部分的に取り入れているとも整理でき、そのような視点で蹲踞様の石組を見直すと、蹲踞様の石組は、当主館の園池から続く曲水状の流れの機能を代替するものであった可能性も考えられる。

領国統治のために武力だけではなく、文化力も必要とした戦国大名たちは、自らの立場を権威づけるための武器の一つとして、領国内外からの客人を迎えるため、当主館内に園池をしつらえたと考えられており、庭園遺構は戦国期における政治と文化のあり様を伝える重要な要素と言える。そうした文化力は当主のみならず、家臣にいたっても必要とされた事が、『君台観左右帳記』(天文13年(1544))の伝授等の文献史料の記録(P.112 参照)から窺え、さらに家臣等の屋敷から庭園遺構や茶の湯等の遊芸に用いられた遺物が出土する事も傍証の一つと言えるだろう。

以上のことから、戦国城下町一乗谷において検出された庭園遺構群は、戦国期の城下町における庭園文化の広がり伝えるとともに、政治的な必要性から作庭された戦国期における庭園の存在意義を窺わせる事例としても貴重と言える。

註) 詳細な使用方法が明らかではないが、石組の中に湧いた清水や、必要な時のみ清水を石組内に注ぎ溜めて、柄杓ですくうなどして手を清めるのに使用したと推測されている。



〔図 3-1〕 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡調査地略図（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館作成）

〔表 3-1〕当主館等の庭園遺構（※は特別名勝庭園）

番号	名称	調査回数	附属施設		庭園 形態	館等内の 庭園立地		池の形態				
			施設の性格	規模		位置	方角	規模	深さ	護岸石	中島・ 岩島	安島石
1 ～ 3	朝倉館跡庭園※	第1次等	当主館	6,425㎡	園池 平庭 花壇	敷地奥	東南	31㎡	0.2～ 0.3 m	全周	○	○
4	湯殿跡庭園※	第60次等	〃	〃	園池	敷地奥	東南	100㎡	0.5m	部分	○	
5	諏訪館跡庭園※	第60次等	当主の妻の館	2,140㎡	園池	敷地奥	東南	93㎡	0.6m	全周	○	
6	南陽寺跡庭園※	第64・65次等	当主の子女が入 寺した寺院	4,680㎡	園池か	正門寄り	東南	19㎡	0.5m	部分		
7	中の御殿跡庭園	第4・13次	当主の母親の館	2,000㎡	園池	敷地奥	東南	70㎡	0.2m	部分		

〔表 3-2〕家臣屋敷等の庭園遺構

番号	名称	附属施設		庭園 形態	屋敷内の庭園立 地		構成要素			各特徴
		施設の性格	規模		位置	方角	背景	蹲踞様 石組	安島石	
1	第43次発掘庭園	当主の従兄弟の館	5,670㎡以上	平庭	敷地奥か	南西か	土塁か			
2	第74次発掘庭園	大規模武家屋敷か	1,800㎡か	平庭	敷地奥	南	土塁塀	○		・小砂利出土
3	第51次発掘庭園	医師の屋敷	1,500㎡	平庭	出入口 付近	東	土塁塀	○		・粒を揃えた玉砂利出土
4	第96次発掘庭園	大規模武家屋敷か	450㎡以上	平庭	敷地奥か	南	土塁塀	○	○	・粒を揃えた玉砂利出土
5	第112次発掘庭園	中規模武家屋敷	600㎡	平庭	敷地奥	南	土塁塀			・粒を揃えた玉砂利出土
6	第102次発掘庭園	大規模武家屋敷	3,500㎡	平庭	敷地奥	西	斜面			・白砂出土
7	第24次発掘庭園	大規模武家屋敷	4,200㎡	平庭	敷地 中央部	南西	塀垣	○	○	・粒を揃えた礫出土
8	第15次発掘庭園	中規模武家屋敷	915㎡	平庭	敷地奥	東	土塁塀	○		・粒を揃えた玉砂利出土 ・約50m離れた同調査 区内の井戸より手水 鉢出土
9	第83次発掘庭園	大規模武家屋敷	1,500㎡以上	平庭	敷地奥か	北	土塁塀			・白砂出土
10	第30次発掘庭園	中規模武家屋敷	300㎡	平庭	不明	南西	塀垣			・粒を揃えた礫出土
11	第57次発掘庭園	大規模武家屋敷	2,250㎡以上	平庭	敷地奥	南西	土塁塀			・粒を揃えた礫出土 ・池庭から平庭に改変

※備考 1、2、4、9、11の発掘庭園遺構については全面の発掘は未実施



〔写真 3-1〕 蹲踞様の石組



〔写真 3-2〕 手水鉢と推定される遺物



〔写真 3-3〕 朝倉館跡庭園の平庭



〔写真 3-4〕 第 43 次発掘庭園



〔写真 3-5〕 第 15 次発掘庭園



〔写真 3-6〕 第 24 次発掘庭園



〔写真 3-7〕 第 51 次発掘庭園



〔写真 3-8〕 第 57 次発掘庭園

第2項 朝倉館跡庭園

(1) 立地・造成

朝倉館跡は一乗谷川の右岸、「城戸の内」の中央よりやや上城戸よりの一乗城山の山裾に位置する。北・西・南の三方を土塁と濠に囲まれ、東の山麓には切土による造成と推測される空濠がめぐる。空濠によって山斜面の一部を館内に取り込み、その面積は館全体の約半分を占める。山間部からの谷水等を集めやすい立地にある反面、災害を受けやすいことから、山側には空濠だけでなく貯水池も配することで、雨水の治水・利水機能を強化したものと推定される。さらに、空濠造成時などの土を利用し、空濠沿いの西側（館平地側）を高く盛り上げ、あわせて平坦面を造成したことが等高線から確認でき、災害対策を意図したつくりであったと考えられる。

庭園遺構のうち園池は、平地部建物群の東南隅、館に取り込まれた山斜面と、「泉殿」及び小座敷に囲まれた場所に位置する。館内に取り込まれた山斜面は、園池を境に南北に分けることができ、南側の山斜面よりも園池及び北側の山斜面の方が、山際のラインが東側（山側）に奥まっていることから、園池及び北側のエリアは切土によって平坦面が拡張・造成されたと推測される。

(2) 空間構成・意匠（P.56 図 4-6 参照）

当主館の全貌が分かる建物遺構とともに庭園遺構が検出された点が、朝倉館跡庭園の最大の特徴であり、園池・枯山水様の平庭・花壇、それぞれの鑑賞位置や床高の推定が可能である。園池は東南の斜面を背景に構築されており、「泉殿」の東庭、茶の湯をもよおしたと推定されている小座敷の南庭にあたる。また、小座敷の西側には枯山水様の平庭が配され、「会所」（常御殿）の南側に位置するのが花壇を有する中庭である。

谷間の湧水を集め、急峻な山麓を利用したつづら折れ水路や、滝石組などの立体的な石組を主体とし、安山岩や凝灰角礫岩といった周辺の山地で産出する岩種が多く使われている。一方で、つづら折れ水路の中で特に湧水が多い箇所には切石を使用し、水路構造の安定化を図る工夫も見られる。

他の3庭園にはない特徴として、園池底に彩りをもたせた川原石を敷き詰め、園池の水位を低く設定している点が挙げられる。これは一部の護岸石と小座敷及び「泉殿」の礎石を兼用させることで、園池の間近で池底の川原石を鑑賞させた意図と推定される。園池の水位を確定する明確な遺構は現存しないが、園池全体に水を張ると、水位は橋石組の下端直下となる。

彩りを意図した景石としては、枯山水様の平庭にある緑泥片岩、遣水風の流れから出土した五色の玉砂利、花壇遺構の笏谷石切石（越前青石）を挙げることができ、庭園の景色を特徴づけている。また、水分石や岩島、沓脱石などの要所に据えられた坂井市三国町安島周辺産出の「安島石（雄島石）」も他の3庭園にはない特徴的な海石であり、朝倉館跡庭園の重要な構成要素である。

そのほか、花壇遺構の笏谷石切石は、「会所」（常御殿）の花壇側の狭間石との対応関係が指摘されており、花壇と枯山水様の平庭を仕切る塀を境に、建物の狭間石は自然石に変わり、空間の使い分けを意識した意匠が見られる。そのほか、滝石組の右方に大きな滝副石を据える点、水分石を配置する点、左方に橋石組を配置する点が諏訪館跡庭園と共通し、滝副石と水分石の構成については南陽寺跡庭園とも共通する特徴である。

(3) 利用形態

朝倉館跡は、4代孝景の「新造亭」に該当し、以降改修を経て5代義景まで使用されたと推定されている当主館の跡であり、朝倉氏の領国統治、つまりは政治の舞台の中心となった施設である。

文献史料によれば当主館は、初代孝景の代から5代に至るまで、京都からの下向文化人などの客人をもてなす場としても使用されており、特に天文4年（1535）に4代孝景が富小路資直を自邸でも

てなした際に酒宴の舞台となったのは、園池とともに存在した「泉殿」であった。

さらに、永禄10年（1567）に始まる将軍足利義昭の元服及び御成の舞台となった5代義景の館空間についても、文献史料と検出遺構・遺物との重ね合わせにより、戦国期の実像が明らかになっている。具体的には、儀式が行われた「主殿」に比定される建物遺構が明らかとなっており、さらに饗宴が行われた「会所」（常御殿）と、饗宴の途中の能舞台が仮設されたと推定される中庭の空間を一体的に検出している。なお、「会所」（常御殿）よりも山側の建物（「泉殿」・小座敷等）は、「主殿」との軸線のずれや柱間寸法の違いから、将軍を迎えるにあたって改修されたと推定されており、当主館改修の契機を今に伝えている。また、枯山水様の平庭と園池に面する小座敷の空間では、近接する井戸から茶箆笥の鍵と付札等の茶の湯に関する遺物や、香道具と推定されている丁字風呂が出土しており、茶の湯とともに香文化が楽しまれていた戦国期の遊宴の様子を伝えている。



〔図 3-2〕 朝倉館跡配置図（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館作成）



〔写真 3-9〕 建物遺構群と園池



〔写真 3-10〕 朝倉館跡庭園 滝石組

第3項 湯殿跡庭園

(1) 立地・造成

朝倉館跡内の高台に位置し、朝倉館跡の平地部との比高差は約 12.5m である。東方には独立峰（「観音山」）があり、朝倉館跡の南側土塁と連続していた観音山の尾根を削り、現在の湯殿跡庭園の平坦面を造成したと推定される（平成 28 年（2016）地中レーダ探査）。三尊石組の正面に立つと、観音山の奥に英林塚（初代孝景の墓）が位置する関係にある。背景を構成する観音山頂部には平坦面が広がり、この平坦面は旧地形を人工的に造成したものと推定でき（平成 28 年（2016）地中レーダ探査）、さらに踏査によって、石造物や礎石と思しき遺構も確認されている。

(2) 空間構成・意匠

園池は東方の独立峰「観音山」を背景に構築されており、園池の形状から建物の二面に面していたと推定される。建物 1 階のアイレベルでは本来の鑑賞に低いとの指摘があるが、戦国期の庭園鑑賞高や鑑賞位置の詳細は明らかになっていない。

発掘調査によって観音山の山際にて導水路を検出したことから、水を張った園池であったことが明らかになっており、谷間の湧水等を集め、導水路へ利水していたと推定できる。ただし、導水路遺構は園池南方で途切れており、山からの導水方法は不明である。排水口は不詳であるが、園池の南方にオーバーフロー構造が遺っており、園池の水位を確定することが可能である。平坦面南側の石垣遺構には、園池からの排水口と推定されている暗渠口状の穴がある。

安山岩や凝灰角礫岩による立体的な石組を主体とする点は他 3 庭園と共通するが、立石を特に多く使用している点が異なり、仏像の見立てである三尊石組と推定される石組や、『山水並野形図』の万劫石と不老石と推定される石組など、他 3 庭園と異なる石組を配する。朝倉館跡の「泉殿」の南側で階段遺構を検出しており、戦国期には「泉殿」から湯殿跡庭園の高台へと上ったことが推定できる。

(3) 利用形態

石組の形態の違いなどから、4 庭園の中で最も古い庭園と推定されている。永禄 11 年（1568）の御成に伴う記録（『越州軍記』）にある「東楼」が本庭園と関連すると推定されているが、同じ当主館内の朝倉館跡庭園とは異なり、戦国期の用途は不明である。

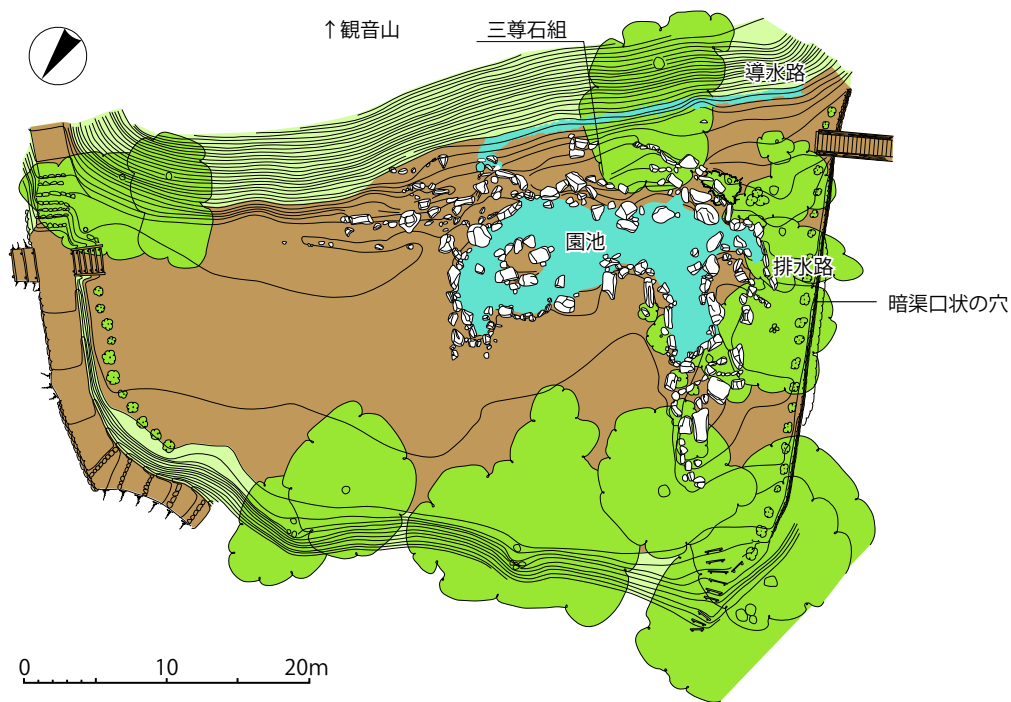
なお、寛保 3 年（1743）には「湯殿屋舗・風呂屋ノ跡庭石等残レリ」（『越藩拾遺録』）と記録されている。



[写真 3-11] 湯殿跡庭園 全体



[写真 3-12] 湯殿跡庭園 滝石組



〔図 3-3〕 湯殿跡庭園平面図（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館作成）

第4項 諏訪館跡庭園

（1）立地・造成

諏訪館跡庭園は、本庭園のうち一乗谷川の最も上流側に位置する。平地部との比高差約9mの高台に位置し、西南麓には金工師の屋敷跡が位置する。北には諏訪川が流れ、さらに北側には蛇谷、中の御殿跡、朝倉館跡が続く。東方は諏訪川沿いに山腹に向かって平坦面が連続する。

（2）空間構成・意匠

園池は東方の土塁状の高まりを背景に構築されており、戦国期には塀が建っていた可能性が指摘されている。園池は上下2段構成で上段と下段の高低差は約3mあり、下段の滝石組の水落石は4段に組まれている。一乗谷で最も規模の大きな庭園遺構であり、滝石組右方の滝副石に高さ4m13cmの巨石を使用している点が特筆される。

園池の形状から建物の2面に面していたと推定され、下層遺構ではあるがトレンチ調査によって礎石と思しき上面が平らな石と、面がそろった石列を検出している。ただし、戦国期の鑑賞高や鑑賞位置の詳細は明らかになっていない。一方で、発掘調査により土塁に暗渠口を設けた導水路を検出しており、水を張った園池であったことが明らかになっている。水源は諏訪川の上流と推定され、導水路へ利水された水は上段庭園の流れを経て、下段の滝石組に流下していたと考えられる。ただし、明確な排水口は不明である。

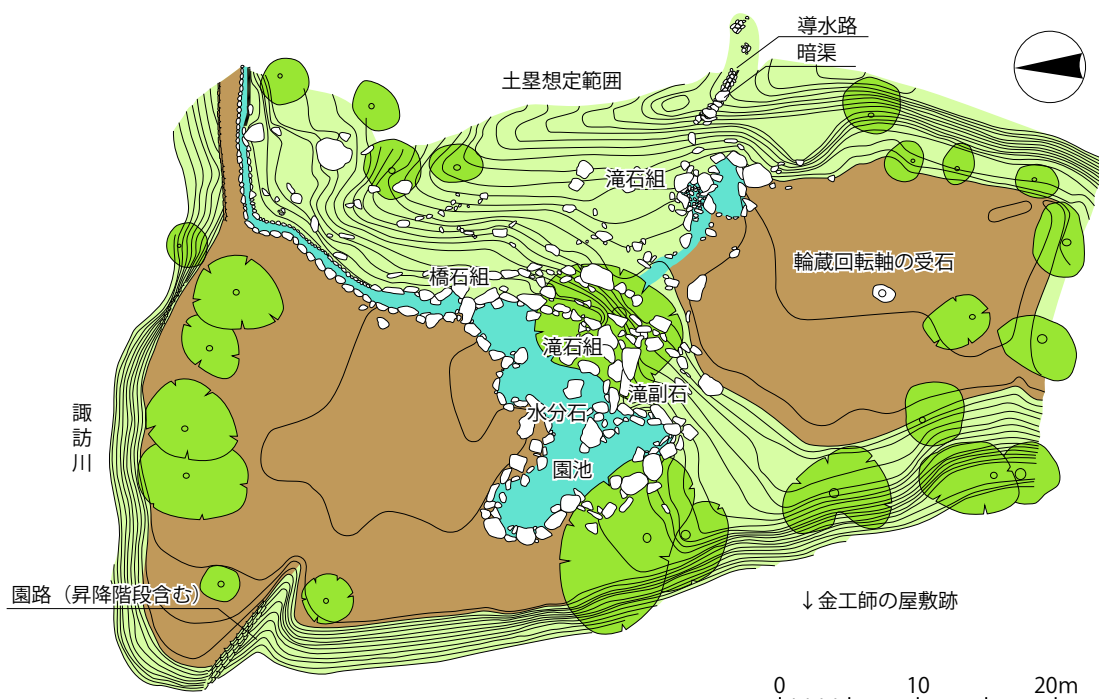
上段の平坦面には輪蔵が存在したと推定され、信仰の象徴及び威信財としての経典の存在が想定されている。また、北斜面の一部では、斜面の表層が一部崩れたことにより、石垣が一部露頭している。

安山岩や凝灰角礫岩で構成される立体的な石組を主体とする点は他3庭園と共通し、特に滝石組の右方に大きな滝副石を据える点、水分石を配置する点、左方に橋石組を配置する点が朝倉館跡庭園と共通する。役石を忠実に配置するなど、構成は形式的であり、専門の庭師が作庭したものと推察されている。

(3) 利用形態

諏訪館跡は5代義景の側室（小少将）館の庭園と伝わるが、「諏訪館」の名称と側室との関連性は不明であり、文献史料においても利用実態の記載は確認できていない。作庭時期は不明で、小少将を側室として迎えた年も不詳であるが、義景の嫡男である阿君の毒殺（永禄11年（1568）6月25日、『越州軍記』等）以降、かつ織田信長との合戦が本格化する元亀年間よりも前の時期である永禄11年（1568）頃と考えられる。これは、永禄10年（1567）に始まる足利義昭の元服・御成にあわせた改修の中で作庭されたと推定される朝倉館跡庭園と庭園構成が類似していることも矛盾しない。

江戸時代の弘化4年（1847）以降に描かれたと考えられる「一乗谷古絵図」（P23 図2-9・10）には、既に諏訪館跡に至る西側の昇降路が描かれているほか、「氏景公 貞景公 孝景公 御廟所」として巨石とその脇のマツと推測される木、それらの周囲が柵状の施設で四角く囲われた表現が見られる。この巨石は、現存する滝石組の滝副石と推定される。また、巨石の背後の平坦面には「トウアト」と記載されており、現地に遺っている輪蔵の回転軸の受石と推定される石造物との関連性が想定される。以上のことから本絵図においては、諏訪館跡庭園が一時期に廟所という信仰対象に位置付けられていたことが窺える。



〔図3-4〕 諏訪館跡庭園平面図（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館作成）



〔写真3-13〕 諏訪館跡庭園 園池と滝副石



〔写真3-14〕 諏訪館跡庭園 上段の滝石組

第5項 南陽寺跡庭園

(1) 立地・造成

南陽寺跡庭園が立地する高台は、平地部との比高差が約 15 m ある。いつから南陽寺が現在地にあったかは不明だが、朝倉館の鬼門（北東）の方角を意識した立地であったことが、文献史料（『越州軍記』等）に記載されている。

西麓は柳の馬場と伝わる朝倉館跡前の広場や大規模な武家屋敷の存在が推定されており、さらに一乗谷川西方には大型の掘立柱建物が検出された字雲正寺と、八地千軒と伝わる支谷の八地谷が約 400 m にわたって段丘上に連続する。このように城下を一望できた南陽寺は戦国期より眺望に優れた立地として知られていたことが、文献史料（『越州軍記』等）に記載されている。一方、東方は山腹に向かって一部平坦面が存在するが、一乗谷城跡に続く斜面が大部分を占める。

(2) 空間構成・意匠

園池は東方の山斜面を背景に構築されている。園池の形状から建物の2面に面していたと推定され、発掘調査により建物遺構の一部を確認しているが、戦国期の鑑賞高や鑑賞位置の詳細は明らかになっていない。

発掘調査時には、池底から湧水が部分的に認められたが、明確な導水路及び排水路を検出しておらず、水を張った園池であったかについては決め手に欠ける。ただし、南陽寺跡にはビクニン清水といった湧水がある。また現状でも雨水が溜まることで、水を張った池状の景観をなすことがあり、枯池と確定しがたい要素もある。そのほか、地中レーダ探査によって導水路と思しき反射体も確認している。

安山岩や凝灰角礫岩で構成される立体的な石組を主体とする点は他3庭園と共通し、特に右方に大きな滝副石を据える点、水分石を配置する点が、朝倉館跡庭園及び諏訪館跡庭園と共通する。護岸石は全周にわたっておらず、土坡のままの部分もある点は湯殿跡庭園と共通する。

(3) 利用形態

南陽寺の創建年代は初代孝景の生年以前の14世紀後半と推定されており、朝倉氏当主の妻が建立した寺院である。その後、本寺は歴代の当主の子女が入寺した尼寺に位置付けられる。

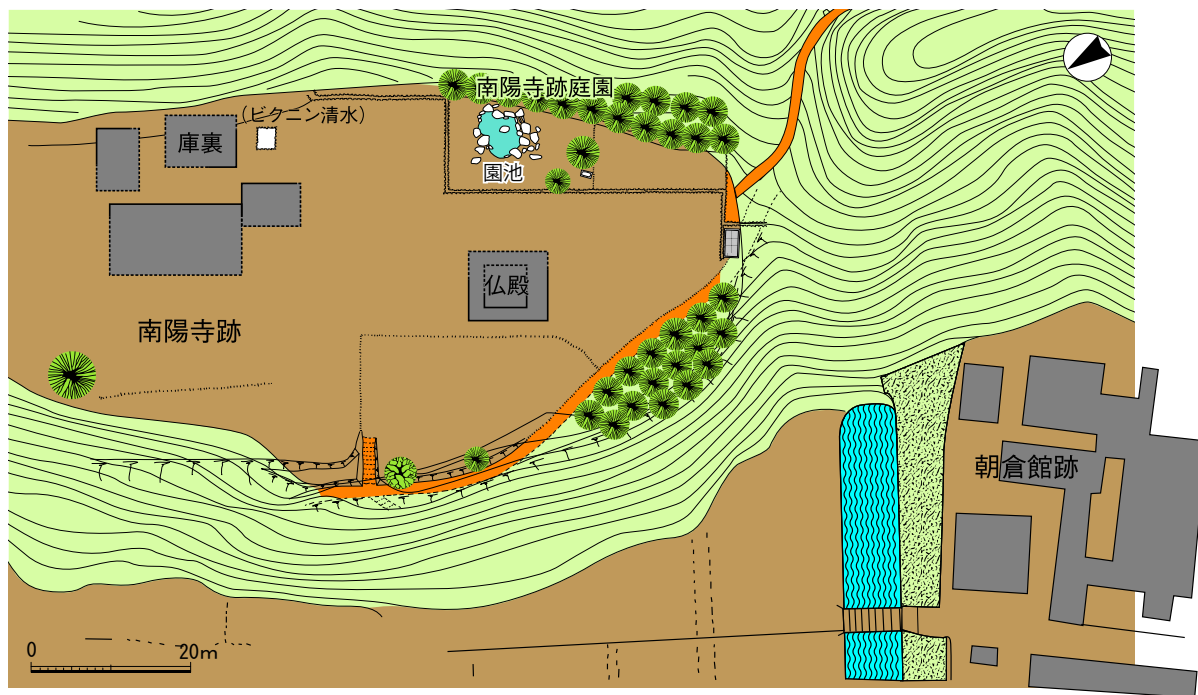
文明11年（1479）に一乗谷へ下向した文化人が本寺の宴でもてなされているほか、永禄11年（1568）には將軍足利義昭を招いた糸桜の歌会（観桜の宴）が本寺にて開かれており、初代孝景の代より5代義景の時代に至るまで、客人を招くための空間が整えられていたことが窺える。



[写真 3-15] 南陽寺跡庭園 滝石組



[写真 3-16] 南陽寺跡庭園 仏殿遺構（平面表示）



〔図 3-5〕 南陽寺跡庭園平面図（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館作成）

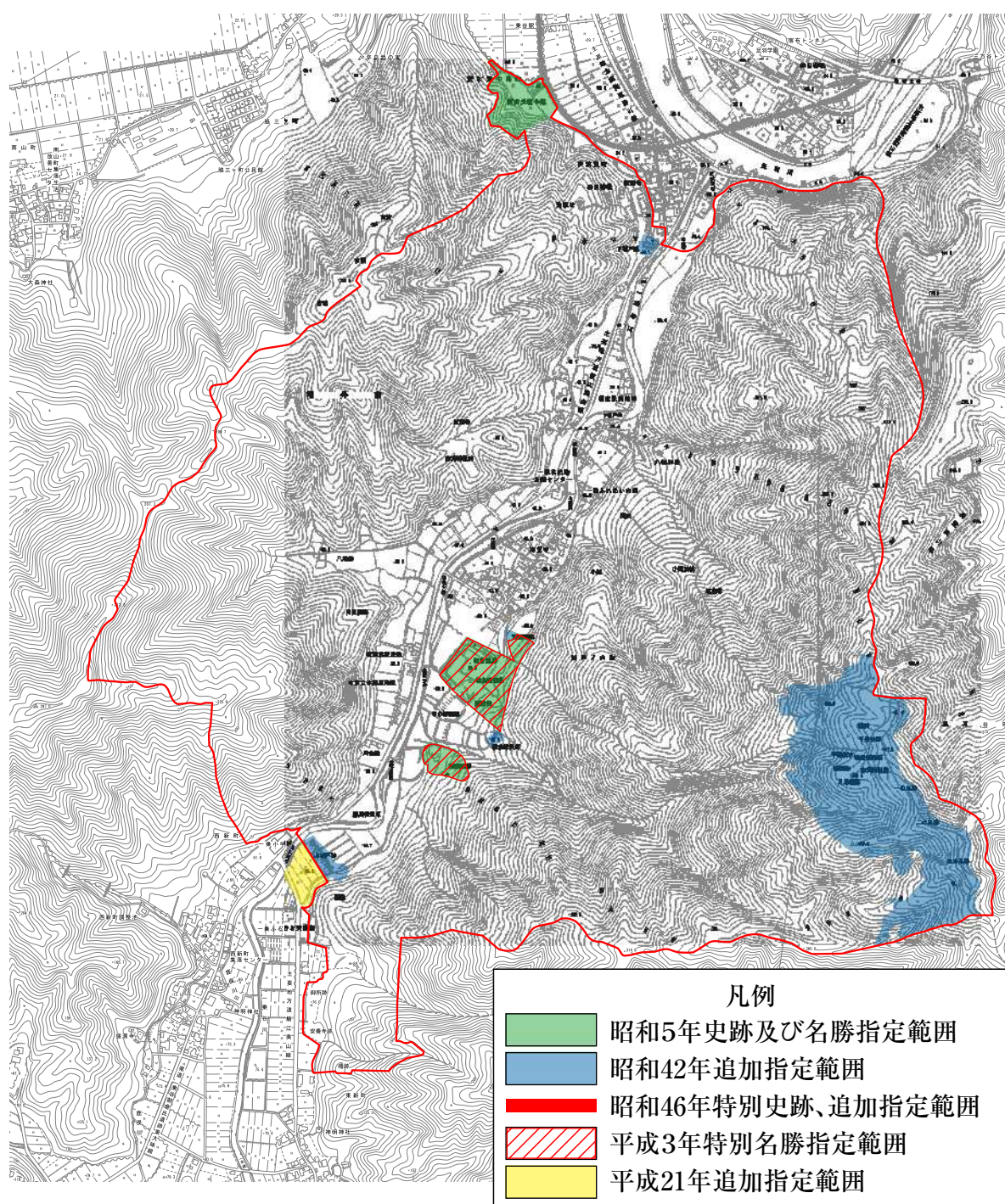
第2節 文化財の指定

本庭園は本遺跡内に位置し、史跡及び名勝の2つの種別に重複して指定を受けている。本遺跡の範囲は広大なため、発掘調査によって遺構の残存状況が明らかとなった範囲の中で、各種条件の整った場所から指定地拡大を進めてきた（図3-6）。

昭和5年（1930）に史蹟及び名勝指定が行われ、昭和42年（1967）に追加指定及び名称変更、昭和46年（1971）に特別史跡指定及び追加指定が段階的に行われてきた。

平成3年（1991）には本庭園の特別名勝指定が行われた。その際、南陽寺跡庭園も他の庭園と同じく、朝倉氏による一体の庭園であることが認められたため、指定名称が一乗谷朝倉氏庭園に改められた。

直近では平成21年（2009）に上城戸跡の南側が特別史跡に追加指定されている。



〔図3-6〕 指定の経過図（福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定業務報告書（改訂版）』平成23年）

① 指定年月日 昭和5年7月8日（文部省告示第180号）

(史跡及び名勝指定)

名 称 史蹟及名勝一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡

指定面積 1.4ha

(史跡指定)

名 称 史蹟西山光照寺跡

指定面積 1.6ha

説 明 一乗谷城山ノ南北麓ニ在リ今二箇所ニ其跡ヲ留ム一ハ三方ニ腰石垣土壘ヲ繞ラシ外方ニ濠跡ヲ存ス又園池石組等ヨク残存シテ舊規ヲ見ルヘク正面ニ唐門アリ一ハ西南一町餘ノ山麓ニアリ諏訪館トス義景ノ妻ノ別邸跡ト傳ヘラル園池瀧ノ石組等アリ上ノ園跡ト共ニ古園ノ形態ヲ留ム朝倉氏館跡ノ東方高所ニ南陽寺跡アリ義景ガ足利義昭ノ爲メニ觀櫻ノ宴ヲ催セシ處ト傳ヘラル舊時ノ庭園ノ一部ヲ存セリ

② 管理団体指定年月日 昭和5年10月4日

指定団体 福井市（旧一乗谷村）

③ 指定年月日 昭和42年12月11日（文化財保護委員会告示第68号）

(追加指定及び名称変更)

名 称 史跡一乗谷朝倉氏遺跡附南陽寺跡

指定後面積 6.8ha

(名称変更)

名 称 名勝一乗谷朝倉氏館跡庭園附南陽寺跡庭園

面 積 15,549㎡

※史跡及名勝一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡を史跡と名勝に分離させている

説 明 東西に山が迫り、その山合いを北流する一乗谷川に沿うて帯状の狭い平地が連なる一乗谷は、朝倉氏の拠地としてつとに著名であるが、すでに指定されている「一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡」に、今回、朝倉敏景墓の地を加え、さらにその城と上下の両城戸を指定し、標記のように指定名称を変更して、中世豪族の拠地の形態を総合的に保存しようとするものである。

城戸は、館の北方と南方とにおいて、一乗谷を東西に遮断する防塁である。この内部は城戸の内と称せられ一乗谷での中枢部であつて、一乗谷川を挟んで館の対岸（左岸）には、家臣の屋敷跡が連っている。北を下城戸、南を上城戸といい、いまいずれもその土塁の一部は取り払われているが、よく旧状をしのぶことができ、ことに下城戸において巨大な石垣をもつて喰違を構成しているのは偉観である。

城は、館の東、その背面に聳える一乗城山（標高435メートル）の頂上部に営まれた山城である。

南北に走る尾根の一部を南と北とにおいて空濠をもつて遮断し、その内に尾根上に本丸等の四郭を画し、さらにその西に低く千畳敷、観音屋敷、調練場等の郭が配されている。主として尾根の東側斜面に数多く配されている空濠は、類例稀である。

本史跡は、その主が北陸の雄朝倉氏であることといい、またその拠地としての

主遺構を具備していることといい、中世豪族の遺跡として典型的なものと認められる。

④ 指定年月日 昭和46年7月29日（文部省告示第179号）

（特別史跡指定、追加指定及び名称変更）

名 称 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡

指定後面積 278ha

（指定解除）

名 称 史蹟西山光照寺跡

説 明

東西に山が迫り、その山あいを北流する一乗谷川に沿って带状に狭い平地が連なる一乗谷の地は、文明3年（1471年）、敏景が黒丸城から居を移してから5代103年間の戦国大名の雄朝倉氏の拠点としてつとに著名であるが、すでに指定されている朝倉館跡、諏訪館跡、南陽寺跡（昭和5年7月8日指定）と南陽寺跡の一部、朝倉敏景墓、城跡、上城戸跡、下城戸跡（昭和42年12月11日指定）に、館跡、家臣居館跡、御所跡、寺跡、神社跡、櫓跡等と平地の東西に迫る山の部分を追加し、これに史蹟西山光照寺跡（昭和5年7月8日指定）を合わせ、標記のように指定名称を変更して、戦国大名の拠点の形態を総合的に保存し、あわせてこれを特別史跡にするものである。

带状の狭い平地は、その北方と南方とにおいて城戸で防備、遮断されている。この内部は、城戸ノ内と称され、一乗谷の中枢部で、そのほとんどが朝倉氏一族や、重臣の居館跡および寺院跡で占められている。一乗谷川の右岸には、義景の居館と称される朝倉館跡、義景の寵を受けた斉藤兵部小輔の息女小少将の居館という諏訪館跡や馬場跡、重臣の屋敷跡、南陽寺跡等の寺院跡のほか、門ノ内、米津、中野御殿、新御殿、瓜割清水、瓜割流、庄角、権殿、新左界地、上殿、兵庫、斉兵衛、出雲谷等の地名が、ほぼ山麓にそって残っている。最近の発掘調査によって、朝倉館跡においては、館の全貌が明らかにされ、この館に付随すると考えられる通称御湯殿跡では、庭の石組や御湯殿の東を画する石垣が検出され、諏訪館跡においても御湯殿跡同様、庭園遺構が明らかにされた。朝倉館跡の北には、將軍足利義昭が麗華爛漫の糸桜を賞した南陽寺跡が接するが、これより北方の山麓には幾つもの寺院跡が並び、寺院地区ともいふべき地区を形成している。御湯殿の南東には敏景墓（五輪塔）がある。川の左岸には、上より川合殿、平井、斉藤、雲正寺、木蔵、赤淵、吉野本、道福、中惣等の字名が続いている。川合殿、平井、斉藤等はいまなお旧状の地割を残し、残存する土塁・礎石とともに往昔の屋敷地を偲ばせる。雲正寺より西の谷あいには、人工の段丘がつくられて、八地千軒といわれており、東にのびる尾根の南東端には櫓跡の土塁が遺っている。赤淵の地は、その西方の尾根上の台地と合わせ、朝倉氏但馬養父郡在住時より崇敬していた赤淵大明神を勧進した地と思われ、山際の石垣、水田中に遺存する礎石は見事である。道福の谷あいは、道福千軒と称され、八地千軒同様中間・足軽屋敷跡との口承がある。

2つの城戸は、狭い平地を遮断する防塁である。南を上城戸、北を下城戸といい、現在いずれも土塁の一部は取り毀され、濠は水田となっているが、よく旧状を偲ぶことができ、ことに下城戸において巨大な石垣をもって喰違を構成してい

るのは偉観である。上城戸跡に東接する尾根の先端には櫓が構築されていた。

城戸ノ内に外接する南北の平地には、武家の屋敷のほか社寺跡、町人町跡等が展開する。上城戸の南・西面する山際には安養寺、安如寺口、五所、五所口の字名があり、室町後期の銘をもつ石仏、五輪塔や蓮池が谷あいに残っているが、この一画は、永禄10年（1567年）、將軍足利義昭が一乗谷に下向滞留した安養寺および御所の跡地と考えられ、その一部では礎石が検出され、越州青磁片等が多数出土している。小林谷は、武家屋敷跡と考えられ、石垣・庭石が多く残っている。このほか小林谷の西に続く斉藤とそれより南南西にやや離れた地の浅井殿の字名の地は、おのおの美濃の斉藤、近江の浅井とが逃れて居を構えたところと推定されるが、遺構は昭和45年夏の土地改良事業のため完全に失なわれた。下城戸の北、東面する山あいには、金吾谷、光照寺等の地名があるが、金吾谷は教景の居館跡と伝えられ室町後期の銘のある石仏、五輪塔のほか結界石の遺存する光照寺の地は、教景に関係あると考えられる西山光照寺の跡地である。このほか城戸に外接する平地には商業地区があったと考えられるが、その実態は明らかでない。

城は、朝倉館の東、その背面にそびえる一乗城山（標高473.58メートル）の頂上部に営まれた山城である。南北に走る尾根の一部を南と北とにおいて空濠をもって遮断し、その内に尾根状に4つの郭を画し、さらにその西に低く千畳敷、観音屋敷、宿直、調練場等の郭が配されている。尾根の東西両斜面に数多く配されている空濠は、類例稀である。また、一乗城山の数ヶ所には櫓跡と思われる遺構があり、城山と館地区を結ぶ道筋には幾つかの門跡等があったものと考えられる。

一乗城山と相対する伏鉢、八地山は、自然の防壁をなし、頂上部に存する古墳群のあるものは物見に転用されたと伝えられている。

この史跡は、その城主が北陸の雄朝倉氏であること、その拠点としての主遺構を具備していること、また城下町の形成と変遷を知りうること、応仁の乱後清原宣賢等を招いて移入した戦国大名の文化政策の一端を伝え遺していることを考えると、戦国大名の総合的遺跡として唯一の違例ともいえるべく、きわめて貴重である。

⑤ 指定年月日 平成3年5月28日（文部省告示第61号）

（特別名勝指定及び名称変更）

名 称 特別名勝一乗谷朝倉氏庭園

指定面積 15,549㎡

説 明 昭和42年から始まった発掘調査により、中心の館跡（朝倉義景館跡）から御殿や茶室の跡とともに新たに庭園が発見された。また、昭和62年からの発掘調査により、諏訪館跡庭園において導水路が検出され、庭園の構造が明確になった。同じく、湯殿跡庭園において導水路と排水路が検出されるとともに、義景時代に築造された空濠石垣との関係から作庭時期が判明した。

南陽寺跡庭園においては、平成元年の発掘調査によって建物跡が発見され庭園との一体性が明確になるとともに、義景時代の作庭であることが明らかになった。

これらの庭園群を取り囲む広大な特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡においては、昭和42年から続けられている発掘調査及び調査結果に基づいた復元的整備によって、

歴史的景観の整備が一段と向上している。

以上のように、近年の調査・研究により、各庭園の構造や作庭時期がより明確になったこと、室町時代末期の庭園として特に後世の改変を受けていない点で学術上の価値が高いこと、適正な管理と周囲の史跡整備によって庭園の歴史的風致・景観上の価値が付加されたことにより庭園文化史上きわめて価値が高い。

なお、発掘調査によって、南陽寺跡庭園も他の庭園と同じく、朝倉氏による一体の庭園であることが判明したため指定名称を一乗谷朝倉氏庭園と改める。

⑥ 指定年月日 平成 19 年 6 月 8 日（文部科学省告示第 578 号）

（重要文化財指定）

名 称 福井県一乗谷朝倉氏遺跡出土品

部門・種別 考古資料

時代区分 安土桃山

説 明 本件は、福井県福井市に所在する特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡から出土した、室町時代の城館跡および城下町跡の出土品である。

一乗谷朝倉氏遺跡は、越前の戦国大名であった朝倉氏の居館を中心に、家臣の武家屋敷や民衆の町屋、寺院などが配された遺跡である。その形成時期は 15 世紀前半ころと推定され、織田信長に滅ばされた天正元年（1573）にその終焉を迎えている。

発掘調査は昭和 43 年（1968）より継続的に実施され、現在まで 120 次にわたる調査で、実に約 160 万点もの遺物が出土している。本件は、報告書が刊行されている遺跡中心部の朝倉氏館跡および町屋地区（調査面積 6 万 7120 平方メートル）の出土品のうち、主要な遺物 2343 点である。

遺物は、土器、土製品、ガラス製品、木製品、石製品、金属製品など多彩で、土器には国内産の陶器、中国、朝鮮やタイ製の外国産陶磁器が含まれ、当時の流通を考えるうえで興味深い。木製品は、傘や曲物、折敷、下駄などの生活用具に加え、笛、独楽、茶筌と茶杓など芸術活動に関わる遺物も含まれ多彩である。同様な傾向は、漆器にもうかがえ、椀や皿などの日用品とともに、机脚の残欠や朱漆塗の樽の飾り栓もある。文字資料には、木簡・墨書木製品があるが、附札木簡には「御屋形様」「少将」など個人を特定するものや、「蟬之御たん寿」など、具体的な調度品を示すもの、さらに板塔婆や柿経、娯楽用具としての将棋の駒、聞香札など、当時の生活・文化を復元できる貴重な資料を含む。石製品には、バンドコと呼ばれる暖房具（行火）や、数珠職人の家から出土した数珠玉と玉砥石、さらに盆石や銀葉という芸術活動の一端を示す遺物もある。金属製品には、飾り金具などの建築部品や、鉄砲の弾丸および鉛棒などがある。とりわけ弾丸は、鉄砲鍛冶の職人屋敷からその原料となる鉛棒とともに出土した。骨角製品には、双六等の駒と、茶入れの蓋などがある。藍染の布残欠や墨、炭化した紙残欠も、遺存例の少ない資料である。

以上本件は、この時代を生きた人びとの日々の営みや精神生活、芸術・娯楽活動、さらに合戦への備え、種々の場面で用いられた多彩な道具などから構成されており、当時の文化、生産、流通などを復元するうえで欠かせない内容をもっている。

一つ書	1. 土器・土製品	...	1,246 点
	1. ガラス製品	...	1 点
	1. 木製品	...	267 点
	1. 木簡・墨書木製品	...	184 点
	1. 漆器	...	28 点
	1. 石製品	...	144 点
	1. 金属製品	...	456 点
	1. 骨角製品	...	12 点
	1. 布残欠	...	2 点
	1. 墨	...	1 点
	1. 紙残欠	...	1 点
	1. 炭化米	...	1 点
	計		2,343 点
所有者	福井県（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館保管）		

⑦ 指定年月日 平成 21 年 7 月 23 日（文部科学省告示第 115 号）
（追加指定）

名 称 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡

指定面積 福井市東新町 1 字上ノ木戸 9 番外 8 筆 7,265㎡（指定後面積 2,787,265㎡）

説 明 一乗谷朝倉氏遺跡は、現在の福井市市街地の東南約 10 キロメートルに位置し、足羽川の支流一乗谷川に沿って帯状に広がる狭い平地と、その両側にそびえる広大な山地から構成され、戦国期に越前に君臨した朝倉氏の居館跡を中心とした遺跡である。朝倉氏はもとは但馬国を本貫地としたが、南北朝期に斯波高経に従って越前に入部し、しだいに勢力を伸ばし、室町期には主家に替わり越前を支配するようになった。孝景の代の文明 3 年（1471）に一乗谷に本格的な城郭を築いて移住し、その後この城と城下町は天正元年（1573）に織田信長に滅ぼされるまでの約 100 年間にわたる居城となった。戦国大名の居館・城下町跡として遺存状況がきわめて良好で貴重な遺跡と評価され、昭和 5 年に史跡に、昭和 46 年（1971）に特別史跡に指定された。

既指定地のうち、山間部には山城、砦、櫓などの防御施設の跡が、山麓や平地には土塁で囲まれた居館や武家屋敷、寺院、神社などのほか、町屋の跡も多く見られる。平地では、谷が最も狭くなる地点二か所を選んで、高さ 4～6 メートルほどの土塁を築き谷を閉鎖している。この土塁が城戸で、南北両城戸の間は約 2 キロメートルあり、この内側が「城戸ノ内」と呼ばれた。

今回の追加指定地は、二つの城戸のうち南に位置する上城戸の南側にあたり、これまでの発掘調査等の成果により、かつて城戸（土塁）の外側に平行して設けられていた幅約 13～14 メートル、深さ約 3 メートルの濠と朝倉氏の家臣である詫美氏の屋敷があった場所の一部にあたることわかっている。こうしたことから、対象地は、一乗谷朝倉氏遺跡の一角を占める重要な構成要素であり、今回条件が整ったことにより追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。

第3節 本質的価値の総括

本庭園は、全体像が明らかになった昭和42年（1967）の発掘調査以降、戦国城下町の実像を伝える要素の一つとして、庭園史のみならず、中世考古学及び中世史における学術上の価値の高さが、多様な分野の研究者により評価されてきた。（巻末資料参照 先行研究と参考文献の一覧表）また、本庭園は特別史跡内に存在する庭園であり、その価値は本遺跡全体と密接な関係を持っている。

近年、本庭園以外にも本遺跡内で庭園遺構が複数出土したことも踏まえつつ、これまでの評価及び策定委員会での議論をもとに、保存活用計画策定時の本庭園の本質的価値を以下のとおり総括する。

まず、「発掘遺構が良好な状態で残っていること」、さらに「戦国期を踏襲している地形と一体的に保存されていること」が挙げられ、さらに「文献資料や遺物等で利用実態が分かること」と「総合的な文化力を持っていたこと」を合わせた4点で評価するものである。

● 戦国城下町と共に良好な状態で検出された庭園

本遺跡は、戦国大名朝倉氏が築いた戦国城下町跡であり、朝倉氏滅亡後に大部分が埋もれたことで後世の改変をほとんど受けずに、城下町全体が往時の姿で検出された点で稀有である。城下町の中心を成す当主館跡等の朝倉氏一族の館・寺院跡において、作庭時期を室町時代末期に限定できる良好な保存状態の庭園遺構が複数検出されており、城下町全体の露出展示遺構とともに、戦国期が偲ばれる歴史的風致を形成している。

● 戦国期を追体験できる地形と一体を成す庭園

一乗谷の中心に位置する本庭園は、扇状地や河岸段丘を活かした切土等の造成により、山地を背景とする眺望に優れた高台等に造営されている。また、谷水といった自然特性を活かして導水を行うとともに、空濠や谷川等の地形を生かした排水処理を行っており、戦国期の巧みな地形造成も窺うことができる。戦国期を追体験できる地形と一体的に庭園が保存されている。

● 具体的な利用実態から作庭の意義が分かる庭園

当主館と南陽寺は、室町時代最後の将軍の御成・遊興の舞台として御成記等の文献史料に登場し、当主館跡では、文献史料にみられる建築遺構と庭園遺構、遊興の痕跡を伝える出土品が一体的に確認されている。さらに、南陽寺跡では庭園遺構とともに観桜の宴を偲ばせる遺構と出土品が検出されている。文献史料と遺構、遺物を重ね合わせ検証することにより、利用実態等を具体的に理解することができ、戦国期における庭園の意義を窺うことができる。

● 朝倉氏の文化力を窺わせる庭園

笏谷石や安島石等の地元石材が要所に用いられた庭園遺構が、当主一族に限らず家臣団や医師などの多様な階層の屋敷で計18例も検出されたことは、当主一族が京都の文化の摂取に留まらず、一乗谷において庭園文化を育てていたことを示唆する。また、家臣団や医師などの屋敷には平庭が配された一方で、当主一族の館や寺院には、意匠に優れた立体的な石組を基調とした園池が配されており、庭園遺構の比較を通じて、社会的立場や利用目的に応じた意匠・形態などの使い分けも理解することができ、朝倉氏の総合的な文化力を窺うことができる。